

富士山市民のサロン利用承認申請に関する取扱基準（有料団体用）

富士山市民のサロン条例（以下「条例」という。）第5条及び同施行規則（以下「規則」という。）第2条による利用承認申請に関する取扱いについて、次のとおり処理するものとする。

1 利用料金等

施設区分	時間区分 定員	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
生涯学習室	30	700円	1,000円	1,500円	3,000円
第1相談室	6	300円	400円	600円	1,000円
第2相談室	6	300円	400円	600円	1,000円

2 手続き

(1) 利用の申請があった場合

- ① 利用希望者は利用日の6か月前から3日前までに「利用承認申請書（様式第1号）」を社会教育課、又は富士山市民のサロンへ提出する。ただし3日前を過ぎていても、予約が入っていない場合、社会教育課、又は富士山市民のサロンは利用承認申請を受け付けすることができる。

その際、社会教育課は以下の方法にて利用料金の納入処理をする。

社会教育課にて二連切符を用意し、利用希望者を市金庫へ案内する。利用希望者は二連切符を添えて現金を支払い、二連切符の領収書部分を受け取る。

- ② 社会教育課は、利用承認申請を承認する場合、「利用承認書（様式第2号）」を交付する。

(2) 利用の取り消し、又は変更の希望があった場合

- ① 利用の承認を受けた者は、利用日の7日前までに「利用変更（取り消し）申請書（様式第3号）」及び「利用承認書（様式第2号）」を指定管理者に提出する。

還付基準に該当する者は、上記書類に加え、「利用料金還付申請書（様式第7号）」を提出する。

- ② 社会教育課は、利用取り消し、又は変更申請を承認する場合、「利用変更（取り消し）承認書（様式第4号）」を交付する。

還付基準に該当する場合は、上記書類に加え、「利用料金還付書（様式第8号）」を交付する。

③ 還付金の支払い方法について

以下のとおり戻出処理を行う。

利用取消し団体に対し、請求書（編綴表）を記入・押印していただき、財務会計システムで戻出処理する。

返金方法について原則は、口座振り込みとし、振り込みまでは1カ月程度かかる。

※還付基準については以下のとおりとする。（条例第11条及び規則第6条関係）

- 1 天災等、利用の承認を受けた者の責めによらない理由により利用できなくなったとき **全額還付**
- 2 利用の日前7日前までに利用承認取消しの申請をしたとき **100分の50還付**
- 3 その他市長が必要と認めたとき **100分の50還付**

附 則

この基準は令和3年4月6日より施行する。